

一船義字第五十三号は熟硫黄四千斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤・嫩熟蕉布一百匹・罌屏紙五千張を装運し、一船義字第五十四号は熟硫黄八千六百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装運す。福建に前至して布政使司に投納し、起送して京に赴き聖禧を叩祝す。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第五十四号半印勘合執照を給して在船通事毛文哲等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即ち放行す可し。留難して遲悞するを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 林正茂 人伴四名

在船使者二員 文克彩 仲則裕 人伴八名

在船通事一員 毛文哲 人伴四名

管船火長・直庫二名 鄭元良 衛法魯

水梢五十九名

右の執照は在船通事毛文哲等に付し、此れに准ぜしむ

康熙三十一年（一六九二）十月二十五日

135-19

國王尚貞の、赴京の官員を接回するため都通事毛文善等を遣わす執照（一六九三、一〇、九）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、康熙三十一年（一六九二）冬、特に耳目官馬廷器・正議大夫王可法等を遣わし、水梢を率領して船二隻を駕し閩に来り、表章・方物を齎捧せしむ。已經に貴司に移咨し、起送して進京し聖禧を叩祝す。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の員役は仍お原船に坐して本年七月の間に方に見^まに回国す。旧例に遵依して、入觀の官伴及び存留の官伴は該敵国、船を撥して接回し、久しく閩の地に淹^{とどま}りて以て天朝の糜餼^{ついで}を糜^{つか}すに至らず。此の為に特に都通事毛文善等を遣わし、水梢共に八十三員名を率領して海船一隻に坐駕し、前來して皇上の勅書併びに欽賞の物件を迎接し貢使馬廷器等と同一^{ども}に回國せしむ。

茲に所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府の義字第五十五号半印勘合執照を給して存留通事金溥等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遲悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 毛文善 人伴五名

使者二員 向輝之 温允俊 人伴八名

存留通事一員 金溥 人伴五名

管船火長・直庫二名 阮玠 丙起才

水梢共に五十九名

右の執照は存留通事金溥等に付し、此れに准ぜしむ

康熙三十二年（一六九三）十月初九日給す

1-35-20

国王尚貞の、進貢のため耳目官翁敬徳等を遣わす執照

（二六九四、一〇、六）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

照得するに、本国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典の二年一次に遵依す。茲に康熙三十三年（一六九四）の貢期に届遇するに当り、

特に耳目官翁敬徳・正議大夫蔡応瑞・都通事梁成楫等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領せしむ。

每船に均幫する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百斤・紅銅三千斤・煉熟白剛錫一千斤等の方物を

装運し、両船に分載す。一船義字五十七号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載し、一船義字第五十八

号は煎熟硫黄六千三百斤・紅銅一千五百斤・煉熟白剛錫五百斤を装載す。福建等処承宣布政使司に前至して投納し、起送して京に赴き聖禧を叩祝す。

所^よ抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して使ならざるを恐る。此の為に王府、今、義字第五十七号半印勘合執照を給して存留通事毛文哲等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞するを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

耳目官一員 翁敬徳 人伴一十三名

正議大夫一員 蔡応瑞 人伴一十三名

都通事一員 梁成楫 人伴六名

在船都通事一員 梁珍材 人伴四名

在船使者二員 毛興竜 明啓賢 人伴八名

存留通事一員 毛文哲 人伴六名

管船火長・直庫二名 孫廷璽 丙起才

水梢五十四名

右の執照は存留通事毛文哲等に付し、此れに准ぜしむ
康熙三十三年（一六九四）十月初六日給す